



2020年5月27日

各 位

会 社 名 日 新 製 糖 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 森 田 裕
(コード番号 2117 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 専 務 執 行 役 員 大 久 保 亮
(TEL . 0 3 - 3 6 6 8 - 1 2 4 6)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2020年6月25日開催予定の第9回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社グループの事業内容について、より現状に即した記載に改め、また、今後の事業内容の多様化および事業領域の拡大に対応するため、現行定款第2条(目的)の事業目的を変更・追加するほか、記載内容を整理・明確化するものであります。
- (2) 取締役会における監督機能を明確化し、より実効性の高い監督を行うことを目的として、現行定款第19条(取締役会の招集権者および議長)について、執行役員を兼任しない代表取締役会長CEOが、取締役会の招集および議長を行うことを前提とした内容に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2020年6月25日
定款変更の効力発生日	2020年6月25日

以 上

(別紙)

(下線部は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>砂糖の製造、精製および販売ならびにその副産物の販売</u></p> <p>(2) <u>砂糖加工品の製造販売</u></p> <p>(3) <u>砂糖以外の糖類、それらの加工品の製造販売およびそれらの副産物の販売</u></p> <p>(4) <u>前各号以外の食品の製造販売ならびにその副産物の販売</u></p> <p>(5) <u>食品工業、輸送設備・包装機・立体自動倉庫、鉱業、公害防止および省エネルギー設備にかかわる事業計画・調査・設計・技術指導ならびにノウハウの販売</u></p> <p>(6) <u>医薬品の製造販売</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(7) <u>スポーツクラブ、スポーツ施設、ゴルフ場の経営、運営の受託、管理およびそのコンサルタント業務、その他スポーツ関連事業に係わるサービスの提供、商品の販売等の一切の関連業務</u></p> <p>(8) <u>健康保持増進のための健康測定、運動指導、保健指導、栄養指導、心理相談等の業務の受託</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(9) <u>不動産の売買、賃貸借および管理業</u></p> <p>(10) <u>宅地および工業用地等の造成</u></p> <p>(11) <u>倉庫業ならびに利用運送事業、自動車運送取次業、貨物自動車運送事業、沿岸荷役事業、はしけ運送事業</u></p> <p>(12) <u>コンピューターによる情報処理およびソフトウェア開発の受託</u></p> <p>(13) <u>警備業</u></p> <p>(14) <u>関係会社およびその子会社への金銭の貸付</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(15) 前各号に関連する事業</p> <p>第 3 条～第 18 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役、取締役会および執行役員 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 19 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集してその議長となる。取締役社長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(1) <u>次の各製品、その原材料、副産物の製造、加工、仕入ならびに販売</u></p> <p>① <u>砂糖およびその他の甘味料、機能性糖質、健康食品およびその他の食品</u></p> <p>② <u>食品添加物</u></p> <p>③ <u>医薬品・医薬部外品</u></p> <p>④ <u>化粧品</u></p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p>(2) <u>印刷物加工業</u></p> <p>(3) <u>フィットネスクラブおよびスポーツ施設の経営、運営の受託</u></p> <p>(4) <u>健康保持増進のための健康測定・健康指導その他のフィットネス関連事業に係わるサービスの提供および商品の販売等の関連業務</u></p> <p>(5) <u>前各号に関する技術指導</u></p> <p>(6) <u>包装運搬用資材およびその原料の仕入ならびに販売</u></p> <p>(7) <u>不動産の賃貸</u></p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p>(8) <u>倉庫業ならびに貨物運送取扱業、貨物自動車運送事業、港湾運送業</u></p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p>(9) <u>損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>(10) 前各号に関連する業務</p> <p>第 3 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役、取締役会および執行役員 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 19 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集し、その議長となる。当該取締役に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>